

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6月26日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第9号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略	略			略	略		
小城市	本庁	略	部長 課長 総務 課参事、総務課副 課長（人事、職員 団体担当に限る。） 庶務文書係長 <u>人事・給与係長</u> 秘書広報係長	小城市	本庁	略	部長 課長 総務 課参事、総務課副 課長（人事、職員 団体担当に限る。） <u>総合戦略課副課 長</u> 庶務文書係長 人事給与係長 秘書広報係長
		略				略	
略		略		略		略	
江北町	略		所長	江北町	略		略
	出先機関	幼児教育センター			出先機関	小学校	

改正前				改正後			
		小学校	略				
		略				略	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。